

新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善加算の取得要件及び加算率の設定方法

加算の取得要件

(1) 加算の取得要件

- 今般の更なる処遇改善は、これまでの数度にわたり取り組んできた福祉・介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われていることを担保し、これらの取組を一層推進するため、以下の取得要件とする。
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得していること。
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

加算率の設定

(2) 加算率の設定

- サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数10年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中でも、経験・技能のある障害福祉人材の数が多事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階設定する。
- 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算Ⅱの加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算Ⅰの加算率を設定する。
 - ※ 加算Ⅰと加算Ⅱで加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定

サービス種類内の加算率の設定イメージ



出典: 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課「2019年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」(2019年2月15日)より抜粋

2019年6月6日 参議院厚生労働委員会提出資料① 日本共産党 倉林明子